

## 〔9〕 特別受益者を除いて遺産分割協議をした場合

共同相続人中に、被相続人から遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため、若しくは生計の資本として贈与を受けた者を特別受益者といい（民903①）、自分の法定相続分以上の財産を受け取っている場合、原則、財産を相続する権利はありません。

しかし、特別受益により財産を相続する権利がないといっても、相続人の地位は有しているため、遺産分割協議に参加する権利は有しています。そのため、特別受益者を除外して行った遺産分割協議は効力を生じません（登研507・198）。

ただし、特別受益者から「相続分のないことを証する書面」（特別受益証明書）を作成してもらうことにより、特別受益者を除いたその他の相続人全員で遺産分割協議を行い、登記申請を行うことができます。

なお、特別受益により相続分がないこととなっても相続人の地位は有しています。そのため、債務等のマイナスの財産は相続することになるので注意が必要です。

必要な添付情報は、以下になります。

- ① 登記原因証明情報（被相続人の戸籍（除籍）謄本（全部事項証明書）、被相続人の住民票の除票又は戸籍の除附票、相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）、特別受益証明書（印鑑証明書添付）、遺産分割協議書（印鑑証明書添付）、相続関係説明図又は法定相続情報一覧図）
- ② 不動産を取得する相続人の住民票の写し（住所証明情報）
- ③ 代理権限証明情報
- ④ 固定資産評価証明書

添付情報のチェックポイント

添付情報	確認事項
<input type="checkbox"/> 登記原因証明情報	
<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍 (除籍) 謄本(全部事項証明書)	<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの本籍地が記載された戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本が揃っているか
出生まで遡れない場合	<input type="checkbox"/> 除籍等の謄本を交付することができない旨の市町村の証明書は添付されているか ※「他に相続人はいない」旨の上申書は添付不要 (平28・3・11民二219)
<input type="checkbox"/> 被相続人の住民票の除票又は戸籍の除附票	<input type="checkbox"/> 被相続人の死亡時の住所が記載されているもので登記簿上の住所と符合しているか
登記簿上の住所と符合しない場合	
<input type="checkbox"/> 「被相続人と登記簿上の所有者の同一性」についての上申書	<input type="checkbox"/> 相続人全員からの上申書及び印鑑証明書が添付されているか ※印鑑証明書は作成から3か月以上経過していてもよい
<input type="checkbox"/> 登記識別情報又は登記済証	<input type="checkbox"/> 被相続人名義の権利の受付年月日及び受付番号が符合しているか ※本書を添付した場合、以下の2つの書面の添付は不要(登研152・49、747・56)
<input type="checkbox"/> 固定資産税評価額等証明書又は納税証明書	<input type="checkbox"/> 登記簿上の被相続人の住所氏名が記載されているか

<input type="checkbox"/> 登記簿上の所有者についての不在籍不在住証明書	<input type="checkbox"/> 登記簿上の住所に被相続人が住所及び本籍地を有していないことが分かるものか
<input type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）	<input type="checkbox"/> 被相続人の死亡日以降に取得されたものか <input type="checkbox"/> 配偶者である場合は婚姻事項の記載があるか <input type="checkbox"/> 子（嫡出子）である場合は、出生事項に嫡出子の記載はあるか <input type="checkbox"/> 非嫡出子の場合、認知事項が記載されているか ※相続人が被相続人と同じ戸籍に入っていて「被相続人の戸籍謄本」に相続人も掲載されている場合添付は不要
<input type="checkbox"/> 特別受益証明書	<input type="checkbox"/> 被相続人の氏名、本籍、死亡年月日の記載はあるか <input type="checkbox"/> 自身の相続分についての記載があるか ※実印の押印が必要 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書が添付されているか <input type="checkbox"/> 添付した印鑑証明書は相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）と氏名、生年月日が同一であるか（昭43・3・28民三114） ※有効期限の定めはない ※未成年者自身が作成した特別受益証明書に未成年者の印鑑証明書を添付できる（昭40・9・21民甲2821）
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書	<input type="checkbox"/> 相続人全員の署名・押印（実印）があるか <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所・氏名・死亡年月日が記載されているか <input type="checkbox"/> 不動産の表示が登記簿と符合しているか ※不動産の地目・地積・種類・構造・床面積等は記載しなくても差し支えない ※被相続人が未登記不動産を所有している可能性

	<p>があるため、課税明細書等で確認し、所有不動産の記載漏れのないようにする</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑証明書が添付されているか</p> <p><input type="checkbox"/>添付した印鑑証明書と相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）の氏名、生年月日が同一であるか（昭43・3・28民三114）</p> <p>※申請人以外の者の印鑑証明書が必要（昭30・4・23民甲742）</p> <p>※遺産分割協議書が公正証書で作成されていれば印鑑証明書は不要</p> <p>※有効期限はなく、被相続人の死亡日以前の日付でも問題ない</p>
<p>代償分割の場合</p>	<p><input type="checkbox"/>分割の対象となる財産、分与の対象者、分与割合は明示されているか</p>
<p>換価分割の場合</p>	<p><input type="checkbox"/>分割の対象となる財産は明示されているか</p> <p><input type="checkbox"/>換価後財産の取得割合は明示されているか</p> <p><input type="checkbox"/>財産を換価するまでの管理方法・管理費用は明示されているか</p>
<p><input type="checkbox"/>相続関係説明図</p>	<p><input type="checkbox"/>被相続人の登記簿上の住所・最後の住所・死亡日・氏名の記載はあるか</p> <p><input type="checkbox"/>相続人の住所・氏名・生年月日の記載はあるか</p> <p><input type="checkbox"/>被相続人より先に死亡した相続人がいる場合、その人の死亡年月日の記載はあるか</p> <p>※相続関係説明図を添付する場合、被相続人の戸籍（除籍）謄本（全部事項証明書）、被相続人の住民票除票又は戸籍の除附票、相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）の原本還付が受けられる</p>
<p><input type="checkbox"/>法定相続情報一覧図</p>	<p><input type="checkbox"/>申出人の記載がされているか</p> <p><input type="checkbox"/>被相続人の最後の住所が「被相続人の住民票の除票、又は戸籍の除附票」に記載されているものと完全に符合しているか</p>

	<input type="checkbox"/> 最後の住所が確認できない場合、「最後の本籍地」を記載しているか <input type="checkbox"/> 相続人の生年月日・被相続人との続柄・氏名を記載しているか ※各相続人の住所を記載する場合、相続人の住所証明情報が必要 <input type="checkbox"/> 作成日の表示と作成者の署名（記名押印）があるか <input type="checkbox"/> 用紙の下方向に余白があるか ※この余白に登記官の記名押印が入る ※この法定相続情報一覧図を添付すると被相続人の戸籍謄本、住民票除票、相続人の戸籍謄本の提供は不要 <列挙表示の場合> <input type="checkbox"/> 嫡出子と嫡出でない子、全血の兄弟姉妹と半血の兄弟姉妹を区別して表記しない場合、法定相続分の疎明資料を用意したか
<input type="checkbox"/> 不動産を取得する相続人の住民票の写し（住所証明情報）	<input type="checkbox"/> 不動産の名義を取得する相続人の住民票はあるか（名義を取得しない相続人の分は不要） ※住民票コードを作成した場合は省略できる
<input type="checkbox"/> 代理権限証明情報	<input type="checkbox"/> 委任された内容は特定されているか ※認印でよい ※保存行為として特定の相続人からの申請の場合に、申請人とならなかった他の相続人には登記識別情報が通知されないので注意が必要
<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書	<input type="checkbox"/> 最新年度のものとなっているか <input type="checkbox"/> 地積等、面積は登記簿上のものと符合しているか

## [52] 配偶者居住権を設定する場合

平成30年7月6日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立し、同年7月13日に公布されました。今回の法改正では「配偶者の居住権を保護するための方策」がテーマの1つとなっており、新たに「配偶者居住権」「配偶者短期居住権」の制度が新設され、令和2年4月1日から施行されます。

例えば、被相続人Aの相続人が配偶者Bと子Cであって、Aの遺産の多くが自宅不動産といった場合、Bとしては、不動産を取得できず、自宅不動産に住み続けることができないといった事態になることも考えられます。仮に、Aの遺産が3,000万円の自宅不動産と、預貯金2,000万円とした場合、BとCは、これらを法定相続分2分の1である2,500万円ずつで分けあうことになりませんが、Bとしては、法定相続分では自宅不動産の価額に満たないため、場合によっては自宅不動産を売却せざるを得ないことにもなりかねません。

そのような状況から配偶者を保護するための制度が、この配偶者居住権の制度であり、一定の要件を満たした配偶者は、相続開始後も引き続き居住建物に住み続けることができます。

一定の要件とは、配偶者が相続開始の時に遺産である建物に居住していた場合であって、次のうちのいずれかに該当する場合です（民1028・1029）。

- ① 遺産分割によって配偶者居住権を取得すると定められた場合
- ② 配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合
- ③ 家庭裁判所の審判によって配偶者居住権を取得すると定められた場合

「配偶者が配偶者居住権を取得した場合には、その財産的価値に相当する価額を相続したものと扱う」とされています（法制審議会民法（相

続関係) 部会資料 (以下、部会資料) 26-1第1-2(1)ア (注1))。財産的価値の評価方法については、今回の法改正では明文化されておりませんが、所有権としての評価額よりは低くなると考えられますので、配偶者居住権を取得した配偶者は、前述したような事態にはなりにくく、居住建物に住み続けやすくなります。先ほどの例でいうと、配偶者居住権の価額が仮に1,500万円とすると、Bは、配偶者居住権を取得して従前と同じように自宅に住み続け、さらに、残りの相続分として、預貯金から1,000万円を取得することができると考えられます。

配偶者居住権が認められた配偶者は、居住建物の使用、収益をすることができ、終身の間、無償で居住することができます (民1032・1030)。

配偶者居住権は、登記をすることで居住建物について物権を取得した第三者に対しても対抗することができます (民1031・605)。配偶者居住権の対抗要件は、登記のみであり、賃借権のように建物を占有していることで対抗力をもつことにはなりません。また、配偶者短期居住権に関しては、このような登記の手続がないため、対抗力は認められないこととなります。

配偶者居住権の登記が可能になったことにより、不動産登記法について、次の内容の改正が行われました。

- 1 3条「登記することができる権利」の九号に配偶者居住権が加えられました。
- 2 新たに81条の2が設けられ、配偶者居住権の登記事項として2つが定められました。
  - (1) 存続期間
  - (2) 第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め

配偶者居住権は建物所有権を制限する賃借権類似の権利 (東京司法書士会民法改正対策委員会編『Q&Aでマスターする相続法改正と司法書士実務』46頁 (日本加除出版、2018)) ですので、登記の申請構造も賃借権の登記に

準ずる形になると考えられます。

申請人としては、配偶者を登記権利者、所有者を登記義務者とする共同申請で行います。

この場合の登記義務者となる建物の所有者は、被相続人から、相続によって名義を取得した相続人です。つまり、乙区に配偶者居住権の設定登記をするには、その前提として、甲区について相続を原因とする所有権移転登記等が申請されていないこととなります（部会資料22-2第1-2補足説明2(3)）。

必要な添付情報は、以下になります。

- ① 登記原因証明情報（遺産分割協議書（印鑑証明書添付）、遺言書、遺産分割審判書）
- ② 登記識別情報
- ③ 代理権限証明情報

### 添付情報のチェックポイント

添付情報	確認事項
<input type="checkbox"/> 登記原因証明情報	
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書	<input type="checkbox"/> 相続人全員の署名・押印（実印）があるか <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所・氏名・死亡年月日が記載されているか <input type="checkbox"/> 不動産の表示が登記簿と符合しているか ※不動産の地目・地積・種類・構造・床面積等は記載しなくても差し支えない ※被相続人が未登記不動産を所有している可能性があるため、課税明細書等で確認し、所有不動産の記載漏れのないようにする ※1通で作成しなくてもよい（昭35・12・27民甲3327） ※代襲相続の場合「A代襲相続人B」、数次相続の



	<p>場合「A相続人B」のように記載</p> <p><input type="checkbox"/> 申請人以外の者の印鑑証明書はあるか（昭30・4・23民甲742）</p> <p><input type="checkbox"/> 添付した印鑑証明書は相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）と氏名、生年月日が同一であるか（昭43・3・28民三114）</p> <p>※遺産分割協議書が公正証書で作成されていれば印鑑証明書は不要</p> <p>※有効期限はなく、被相続人の死亡日以前の日付でも問題ない</p>
<p><input type="checkbox"/> 遺言書</p>	<p><input type="checkbox"/> 以下の様式は整っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自書されている（財産目録は自書不要）</li> <li>・ 日付の記載</li> <li>・ 氏名の記載</li> <li>・ 押印がある（民968①）</li> <li>・ 加除、その他変更が様式に従っているか（民968③）</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 検認済証明書は添付されているか</p> <p>※法務局による保管制度を利用している場合は不要</p>
<p><input type="checkbox"/> 遺産分割審判書</p>	<p><input type="checkbox"/> 配偶者居住権が認められる内容となっているか</p> <p>※家庭裁判所の審判によって、配偶者居住権が認められた場合に提供</p>
<p><input type="checkbox"/> 登記識別情報</p>	<p><input type="checkbox"/> 所有権の登記名義人が、配偶者居住権設定登記の前提として行う所有権移転登記によって発行されたものか</p> <p>※遺産分割の審判書正本を提供して申請する場合は不要</p>
<p><input type="checkbox"/> 代理権限証明情報</p>	<p><input type="checkbox"/> 委任された内容は特定されているか</p> <p>※登記義務者は実印を押印</p>

## [53] 法定共同相続により所有権を移転する場合（被相続人が韓国人の場合）

### 1 相続の準拠法の決定

日本に不動産を有する外国人が死亡して相続登記を行う場合には、登記に必要な添付情報の収集等の具体的な作業に入る前に、日本と被相続人の国籍がある国のどちらの法律に基づいて相続の処理を行えばよいのか、いわゆる準拠法の問題を検討する必要があります。

準拠法を判断するための法律を「国際私法」又は「抵触法」と呼ぶのですが、その国際私法（抵触法）は、国によって内容が異なります。

日本の国際私法である「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」といいます。）は、相続に関して36条で「相続は、被相続人の本国法による。」と定めており、相続は動産相続だと不動産相続だとを問わず、全て被相続人の本国法によるとする相続統一主義を採っています。

相続に関する準拠法の決定においては、相続統一主義と相続分割主義という対立があり、相続統一主義は、さらに

- ① 本国法主義（相続の身分法的な側面を重視して、動産と不動産を区別せず、被相続人の全ての財産につき属人的に連結点を定める。）を採るドイツ、オーストリア、イタリア、スペイン、ポルトガル、ポーランド、ハンガリー、ギリシャ、トルコ、フィリピン、韓国、台湾、日本等の国々と
- ② 住所地法主義（相続には財産法の側面があり、被相続人の生活の活動拠点こそが身分法・財産法の両面から相続と深く関係しているとして、動産と不動産を区別せず、被相続人の住所地の法律によるものとする。）を採るスイス、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペル

一、フィンランド、デンマーク等の国々に大別できます。

他方、相続分割主義とは、動産と不動産を区別し、動産については被相続人の死亡時の住居地の法を、不動産については不動産所在地の法を準拠法として決定するものであり、英米法系諸国（イギリス、アメリカ、香港、シンガポール等）、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ルーマニア、中国、カナダ・ケベック州、タイ、スウェーデン、ロシア、北朝鮮等が採用しています。

それでは、準拠法の問題を検討することで、相続の処理が実際にどのように異なるのか、本ケースでは、日本に不動産を所有する在日韓国人が死亡してその相続登記を行う場合について検討します。

日本の国際私法である「通則法」は、前述のとおり36条で「相続は、被相続人の本国法による。」として本国法主義を採っていますが、もう一点、その41条に「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。」とする“反致”の規定を置いています（その国の法とは、当該国の国際私法を意味します。）。

これは、日本の「通則法」36条によれば、被相続人の本国法であるA国法が適用されるべきであるのに、もし被相続人の住所とその所有する不動産が日本にあり、A国の国際私法における相続の規定が「被相続人の住所地法による。」とする住所地法主義か、「不動産の所在地法による。」とする相続分割主義を採っている場合には、A国法によれば日本法が適用されることになる、いわゆる“堂々巡り”になってしまうので、41条の“反致”の規定は、そうした場合に備え、日本に戻ってきた（反対に送致されてきた）ときには、準拠法を日本法として、日本の相続の実質法である「民法」によって処理をしようという調整規定になっているのです。

本ケースでは、「韓国国際私法」（韓国では法律の名称も「国際私法」

とされています。)を調べてみると、韓国は、日本と同じく本國法主義を採っており、遺言がない場合には、49条1項で「相続は、死亡当時の被相続人の本國法による。」と定められていますので、反致されることはなく、準拠法が韓國法になります。その結果、韓國の実質法である「民法」に従って法定相続人の範囲や法定相続分を決定しなければなりません。

なお、日本の「通則法」36条でいう「相続」には、相続人の範囲、順位、法定相続分の割合、代襲相続の有無、遺産分割の可否やその方法、特別受益や寄与分、遺留分、相続放棄等の規定の有無等の法律関係が含まれ、また「韓國国際私法」49条の「相続」は、法定相続と遺言相続を問わず世代を超えた財産又は身分の承継関係を意味するとして、その適用範囲には、遺言相続も相続人の遺留分の問題も含まれると考えられています。

ただし、もう一点、ここで考えなければならないのが、当事者のうちの「誰が相続人となる配偶者、子、直系尊属あるいは兄弟姉妹か。」を決定するための「被相続人と誰の間で有効な夫婦関係や親子関係が成立しているか。」という相続の先決問題であり、それは法廷地である我が国の国際私法により定まる準拠法に基づいて解決すべきであるというのが、判例・通説です。

## 2 韓国の相続法の規定

韓国の相続法である「韓國民法」においては、日本と同様に、遺言による分割方法の指定等がなければ、いつでも遺産分割協議ができるので(韓國民法1013)、共同相続人間で遺産分割協議が成立すれば、日本の「民法」との相違点が顕在化することはありませんが、法定相続となる場合には、以下のような日本の民法との相違点に留意する必要があります。

- ① 相続人の範囲：4親等以内の傍系血族までとされており、先順位者が相続放棄するような場合には、従兄弟が相続人になることがあります（韓国民法1000①四）。また、法定相続の第1順位が（子でなく）直系卑属とされているため、子全員が相続放棄すれば孫が相続人になります（韓国民法1000）。
- ② 配偶者の相続順位：第1順位の直系卑属と第2順位の直系尊属がなく、兄弟姉妹しかいない場合には、配偶者が単独相続人となります（韓国民法1003）。
- ③ 配偶者の代襲相続：配偶者も代襲相続人となります。ただし、被相続人が死亡した時点で子の配偶者が再婚している場合は、代襲相続人となりません（韓国民法1001・1003②）。
- ④ 法定相続分：同順位の相続人の相続分は均分ですが、直系卑属若しくは直系尊属と共同相続の場合、配偶者の相続分は直系卑属若しくは直系尊属の相続分の5割を加算するとされています（例えば、相続人が配偶者と子3人である場合の法定相続分は、配偶者が9分の3、子3人はそれぞれ9分の2となります。）（韓国民法1009）。
- ⑤ 限定承認：共同相続人全員でなくても相続人の1人からでもできます（韓国民法1029）。
- ⑥ 遺留分：（日本と異なり）兄弟姉妹に遺留分があります（韓国民法1112）。
- ⑦ 廃除：（日本と異なり）推定相続人の廃除規定がありません。

### 3 韓国の戸籍制度、家族関係登録制度と相続登記の添付情報

日本の戸籍制度や韓国の家族関係登録制度は、国民全ての家族関係やその生死、身分変動事項等を連続的に記録し、個人の身分情報を起点に何代にも遡って親族関係等を調査することができるので、原則的に全ての法定相続人を確定し、「他に相続人がいない。」ということま

で証明することができます。

韓国では、2008年1月1日から「家族関係の登録等に関する法律」（以下「家族関係登録法」といいます。）が施行され、従前の「戸籍法」が廃止されました。それにより本人又は配偶者、直系血族は、日本国内の韓国大使館領事部及び総領事館（以下「総領事館等」といいます。）に出頭若しくは郵送で請求することで以下の①②が取得できます。

- ① （（従前の）戸籍制度に基づく）除籍謄本
- ② （家族関係登録制度に基づく）基本証明書、家族関係証明書、婚姻関係証明書、入養（養子縁組）関係証明書及び親養子入養（特別養子縁組）関係証明書という5種類の登録事項別証明書

家族関係登録簿は、国民の個人別に編纂されていますが、家族関係証明書には、父母（養父母）、配偶者及び子女（実子・養子も子女と表示）の3代が記載されるので、被相続人の家族関係証明書を取得すれば、第1、第2順位の相続人、祖父、祖母の代まで遡れば、第3順位の相続人も探索できますし、基本証明書には、本人の出生、死亡、改名、国籍変更等（過去の変更）も記載されますので、通常はそれらを取得することで、相続登記に必要な相続関係証明書とすることができます。

なお、2016年11月30日の「家族関係登録法」の改正で、登録事項別証明書のうち基本証明書は、一般証明書、詳細証明書、特定証明書に、他の4種類の証明書は、一般証明書、詳細証明書に細分化されましたが、一般証明書には現在の事項しか記載されていないため、相続登記に際しては、過去の履歴・訂正事項等を記載した詳細証明書を交付請求しなければなりません。

韓国では、国外で発生した身分関係の変動を総領事館等へ届出することが在外国民の義務とされており、実際に総領事館等へ届出された出生、死亡、婚姻等の事実が、本国の家族関係登録簿に反映されます。

しかし、在日の特別永住者の方々には、日本における全ての身分関

係の変動を本国へ届け出ていないケースが多く、そうした場合には、日本国内で届出がなされた書面に関する証明書で補完することが必要となります。

③ 被相続人の外国人住民票

平成24年7月9日以降、日本に住所を有する中長期在留者や特別永住者については、住民基本台帳へ登録されているので、その住所、氏名の変更、死亡の事実が記載されていれば、相続関係証明書となります。

④ 外国人登録原票の写し及び出生届、婚姻届、死亡届等の記載事項証明書

現在、外国人登録原票の写しは法務省で保管されていますが、住所、氏名の変更や家族に関する記載がなされており、平成24年7月8日以前の相続関係証明書の一部となり得ます。ただし、外国人登録原票の記載は、あくまで本人申告によるもので信憑性が低いという見方もあるので、外国人登録原票の居住歴を辿って、届出の出されている市町村役場から出生届、婚姻届、死亡届等の記載事項証明書を取得し、それらに加えるのが実務上の扱いです。

これら以外の添付書面としては、通常の国内における相続登記と同じです。

⑤ 相続関係説明図

なお、法定相続情報証明制度については、「被相続人（被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の添付が求められている」（不登規247③二）ので、渉外相続事件は適用の対象外であると考えられます。

⑥ 不動産を取得する相続人の住民票の写し（住所証明情報）

⑦ 代理権限証明情報（委任状）

⑧ 固定資産評価証明書



もう一点、日本の金融機関から、在日韓国人の債務者が死亡し、その所有不動産に設定していた抵当権を実行する前提として、債権者代位による法定相続登記をしたいという相談を受けることがあります。

以前は、外国人の債権者による戸籍謄本の交付請求が認められていましたし、現行「家族関係登録法」14条1項2号でも「訴訟・非訟・民事執行の各手続で必要な場合」には、交付申請することができると言われていましたが、2009年に「“訴訟手続において必要な場合”というのは、大韓民国の領土主権によって国家の排他的支配力が及ぶ大韓民国の領土内で行われる訴訟手続において必要な場合だけを意味する。」という大法院家族関係登録課の質疑回答が出てから、債権者代位による相続登記手続は、現実的に不可能となっており、日本の金融機関が在日韓国人に対する融資に二の足を踏むことが懸念されています。

### 添付情報のチェックポイント

添付情報	確認事項
<input type="checkbox"/> 除籍謄本	<input type="checkbox"/> 出生から死亡（あるいは出生から2008年1月1日に戸籍法が廃止されるまで）の連続した戸籍が揃っているか <input type="checkbox"/> 全ての親族の戸籍があるか、領事館に届出されていない婚姻、死亡等の事実がないか <input type="checkbox"/> 翻訳文を作成、添付しているか ※外国の戸籍謄本や証明書は、写しを添付することで原本還付できる
記載されていない親族や身分関係変動の事実がある場合	<input type="checkbox"/> 日本において閉鎖された外国人登録原票の写しはあるか <input type="checkbox"/> 出生届、婚姻届、死亡届等の記載事項証明書はあるか



<input type="checkbox"/> 被相続人及び相続人の基本証明書、家族関係証明書	<input type="checkbox"/> 法定相続人が特定できるまで遡って取得しているか <input type="checkbox"/> 2008年1月1日以降の変更履歴が記載されており、またそれ以前の除籍謄本とつながっているか <input type="checkbox"/> 詳細証明書を取得しているか <input type="checkbox"/> 翻訳文を作成、添付しているか ※外国の戸籍謄本や証明書は、写しを添付することで原本還付できる
<input type="checkbox"/> 被相続人の外国人住民票	<input type="checkbox"/> 平成24年7月9日以降の住所、氏名の変更、死亡の事実が記載されているか
<input type="checkbox"/> 外国人登録原票の写し及び出生届、婚姻届、死亡届等の記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 平成24年7月8日以前の住所、氏名の変更、死亡の事実が記載されているか <input type="checkbox"/> 外国人登録原票に「世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄」の情報が記載されているか
<input type="checkbox"/> 相続関係説明図	<input type="checkbox"/> 被相続人の登記簿上の住所・最後の住所・死亡日・氏名の記載はあるか <input type="checkbox"/> 相続人の住所・氏名・生年月日の記載はあるか <input type="checkbox"/> 被相続人より先に死亡した相続人がいる場合、その人の死亡年月日の記載はあるか ※相続関係説明図を添付する場合、被相続人の戸籍（除籍）謄本（全部事項証明書）、被相続人の住民票除票又は戸籍の除附票、相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）の原本還付が受けられる
<input type="checkbox"/> 不動産を取得する相続人の住民票の写し（住所証明情報）	<input type="checkbox"/> 不動産の名義を取得する相続人の住民票はあるか（名義を取得しない相続人の分は不要） ※住民票コードを作成した場合は省略できる

<input type="checkbox"/> 代理権限証明情報 (委任状)	<input type="checkbox"/> 委任された内容は特定されているか ※認印でよい ※名義を取得する相続人からの委任状がないと委任状を出されなかった相続人の登記識別情報が通知されないので注意が必要
<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書	<input type="checkbox"/> 最新年度のものとなっているか <input type="checkbox"/> 地積等、面積は登記簿上のものと符合しているか